

令和4年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 6号 氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 7号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第 8号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第 9号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第10号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第11号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第12号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第13号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第14号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）に |

- ついて
- 日程第20 議案第15号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について
- 日程第21 議案第16号 令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第
2号) について
- 日程第22 議案第17号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算
(第3号) について
- 日程第23 議案第18号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号) について
- 日程第24 議案第19号 令和4年度氷川町一般会計予算について
- 日程第25 議案第20号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算につ
いて
- 日程第26 議案第21号 令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第22号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算につ
いて
- 日程第28 議案第23号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて
- 日程第29 議案第24号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の
変更及び規約の一部変さらについて

2. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 飯田健二	2番 西尾正剛
3番 木下厚	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	平濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	岩本博美
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	西島博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、上田俊孝君、8番、三浦賢治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から、3月16日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました、請願・陳情等一覧表のとおりです。このうち1件は資料を配付します。

次に、例月現金出納検査及び定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和3年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和3年10月定例会及び令和4年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和4年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議結果が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（米村 洋君） 日程第4、行政報告について、町長から発言の申出がありました。これを許します。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気のひとつ、啓蟄を過ぎまして、春の訪れを感じる頃になりましたけども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和4年第2回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町政運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

本年度も残り3週間余りとなりましたが、本年度の主な事業の取組につきまして、総括をしたいというふうに思っております。

昨年も、豪雨による熱海での土石流、また、頻発する地震など、全国各地で大規模な自然災害が発生し、尊い命と貴重な財産が奪われました。

氷川町においては、風水害等の自然災害が少なく、比較的平穏な年でありましたが、東日本大震災から10年、熊本地震から5年の歳月を経て、改めて災害に対する備えを万全にしておく必要性を痛感しているところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第6波のピークは過ぎたようではありますが、新たな変異株が確認されるなど、依然として新規感染者数は横ばいの状況にあり、熊本県においてもまん延防止等重点措置が再延長されるなど、いまだ収束の兆しは見えません。本町におきましても、毎日、新規感染者の確認はされておりますし、今、低年齢層感染が広がっており、少し心配をいたしております。しっかりと対応してまいりたいと思っております。

そのような中、第3回目のワクチン接種及び5歳から11歳までの低年齢層の接種が始まるとともに、ワクチンもファイザー製とモデルナ製を併用することとなっております。現場は困難を極めるものと予想しておりますが、医師会の先生方と連携を図りつつ、慎重かつ万全を期して進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、感染予防機器購入助成や、小中学校のトイレ改修等の感染予防対策、学生扶養世帯給付金等の住民生活の安定化対策、農業者及び商工業者の事業継続支援、全町民を対象とした地域振興券発行による低迷した地域経済の活性化対策など、17項目の事業を実施したところでありまして、国、県の事業と相まって、相応の効果を得たものと感じております。なお、令和4年度の事業についても、交付限度額を目途に実施をする予定であります。

宇城氷川スマートインターチェンジ開通から8年、アクセス道路全線開通から6年が経過し、多くの皆さま方にご利用をいただいております。直近のスマートインターチェンジの通過利用実績といたしましては、1日平均2,300

台が通過をしており、それ以外の車両を含む、アクセス道路の1日の交通量は、約6,000台以上が利用をされています。なお、アクセス道路につきましては、舗装の傷みがひどく年次計画で補修しておりますが、今後も社交金事業等を活用し、財源を確保しながら実施するとともに、県道への昇格についても宇城市と連携をして、今、県に要望しているところであります。

ふるさと納税事業につきましては、本年度も順調に伸びており、本年2月末現在で寄附件数が1万8,567件、寄附金額が2億2,836万8,000円の実績となっております。町及び特産品のPRと自主財源確保に役立っております。また、企業版ふるさと納税につきましても、元旦ビューティ工業及び火乃国食品様から納付があり、地方創生事業に活用をいたしました。

SDGsの一環として取り組んだペルー共和国への衣類支援事業につきましては、一昨年12月に発送いたしました。その分につきましては、平岡様を通じて、現地、貧困層の皆さまへお渡しをいただいたというふうに連絡をいただきました。昨日も、メールが届いております。現地の新聞にも、大きく報道されたというふうにお知らせがありまして、大変うれしく思っているところであります。なお、本年度収集しました分につきましては、新型コロナ及びペルー共和国の政治情勢が不安定なため、発送を見合せておりまして、今、担当課のほうで保管をしている状況でございます。

県営事業で施工されております、県道氷川八代線道路改良工事は順調に進捗をしておりますが、下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入については、先般報告をいたしましたとおり、町発注の管路改修工事において、予期せぬ事態が発生をし、その対応に必要な補正予算を専決処分するとともに、今後の工事方法を模索しているところであります。

一昨年の7月豪雨で被災をしました球磨川流域土砂の、搬入迂回道路として、昨年11月末まで利用されておりました、町道こいこい橋線、迫谷・浄土線、蜜柑山線につきましては、国土交通省九州地方整備局八代復興事務所へ舗装改修を要望いたしました。要望には、米村議長も同席をいただきまして議会・町、合わせて要望したところであります。その要望に対しましてご理解をいただき、全線の改修が施工中であります。もう既に舗装の工事は終わっております。あと、路側線の表示が残っている状況でございます。大変ありがたく思っております。

分野ごとに申し上げます。

産業振興の分野では、農地集積加速化事業において、既に法人化した、野津南、アグリ吉野、アグリ鹿島、肥の川南、東網道、令和きたかの6法人で、農業機械の共同利用によるコスト削減と農地集積が図られております。

併せて、氷川町農事組合法人連絡協議会を核として、町内の各農事組合法人の連携により、各法人組織の機能強化と農業経営改善に向けた広域的な活動を

支援したところであります。

次世代農業を担う、経営感覚にすぐれた経営体の育成を図るため、産地パワーアップ事業に取り組み、農業用施設の整備及び農業用機械設備等の更新拡充が図られたところであります。

農業基盤整備事業では、県営湛水防除事業による導水路と排水機場の整備が進められております。

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業による氷川大堰の改修が、ほぼ完了いたしました。

多面的機能支払交付金事業は、30地区で取り組まれておりまして、氷川町広域協定を締結し、氷川土地改良区が事務局となり、一つの事業体として活動を行っており、各地区内の農道及び排水路等の環境整備が図られております。

住宅リフォーム促進事業も利用が多く、2月末現在で利用件数45件、実工事費5,141万4,000円、補助金額708万9,000円の実績であります。町内の経済活性化に役立っているというふうに思っております。

6年目になります商工業者を対象とした創業支援・事業所等整備促進事業につきましても、創業支援が4件、店舗リフォーム等1件、機械器具購入5件が行われ、既存の商工業者の経営支援につながっております。

同じく、6年目となります若手後継者等育成特別推進事業においては、個別に経営革新指導を実施し、経営力の向上に向けた支援を行いました。

宇城氷川スマートインター隣地に、火乃国食品工業株式会社氷川工場が完成をし、操業を開始されております。雇用の場の確保につながっているところであります。

氷川ツーリズム事業であります氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会などのイベント事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全て中止といたしました。

保健福祉の分野では、3年目となります、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業については、交付決定件数は横ばい状態ではありますが、その利用率は、2月末現在で57.3パーセントと伸び悩んでおります。

病児病後児保育児童につきましても、登録者数が34名、実利用人数が106名、延べ利用人数は246名の実績であり、前年度に比べ3.5倍の利用実績であります。

特定健診事業については、受診率が伸び悩んでおりますので、受診勧奨を行うとともに、人間ドック及び各種がん検診費用助成の活用により、疾病の早期発見・早期治療に役立っております。

ふれあいいきいきサロン事業については、町内全地区で実施をされておりますが、新型コロナウイルス感染予防のため休止の状態であり、敬老会は中止いたしました。

第2期氷川町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期・乳児期から18歳までの切れ目のない支援、施策を総合的かつ計画的に推進しているところがあります。

竜北西部小学校学童保育所建設事業は、造成工事が完了するとともに、実施計画業務も完了をいたしました。

介護保険事業については、氷川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、介護が必要な高齢者の生活の支えとして実施をしているところがあります。

災害ボランティア支援体制の整備を推進するために、連携協働ガイドラインに基づき、社会福祉協議会と連携をして、必要な訓練を実施いたしました。

教育面では、新型コロナウイルス感染予防策として、町内全小中学校のトイレの洋式化を行うとともに、全児童生徒へ配備しましたICT用教育用タブレットの活用により、学習環境の向上が図られているところがあります。

宮原小学校並びに竜北西部小学校校舎の教室及び廊下の研磨作業が完了し、安全面の確保につながっているところがあります。

本町教育の特色でありますコミュニティ・スクール及び学校支援地域本部事業の取組では、地域防災組織との連携による広域防災訓練の実施や地域連携による教育現場への直接的支援により、魅力ある学校づくりにつながっております。

生涯学習事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、町民体育祭及び各種イベントは中止をいたしましたものの、成人式は、場所、開催方法を工夫して実施することが出来ました。新成人者も大変喜んでいらっしゃる所があります。

生活環境の分野では、ごみ減量化宣言から3年が経過をいたしました。本年度新たに常設のリサイクル収集所2か所を設置するとともに、電気式生ごみ処理機の普及と、資源ごみリサイクルへの啓発を行い、町民の皆さまのご協力により、少しずつではありますが、ごみの減量化が図られております。

塩害対策の一環として、氷川浜牟田橋下流域への導水路設置事業については、県事業として進められるとともに、併せて河川堤防の環境改善にもつながりました。

防災・防犯対策といたしましては、地区別防災計画に基づき、地区ごとに各種防災訓練が実施をされており、防災意識の高揚が図れたものというふうに感じております。整備が完了した防災行政無線を駆使し、災害関係及び行政連絡など、必要な情報を適時適切に提供いたしております。

野津防災公園に続き、宮原防災公園が完成をし、緊急な場合の避難場所として、平常時は、地域住民の皆さまの憩いの場所として活用をされております。

全世帯に配布した氷川町防災マップにつきましては、各種災害ごとの被害

想定区域及び被害程度等を色分けし、避難場所等を表示してあり、その活用により、防災意識の向上につながっているものと感じております。

八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署については、氷川町はもとより、八代市の一部も管轄範囲となっており、地域の安全安心に役立っております。

空き家バンク事業においては、空き家登録件数69件、利用希望登録件数146件でありまして、本年度契約件数が14件の実績であります。

行政運営の分野では、議会会議録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムを導入いたしました。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針及び各種施策の遂行に、努めたところであります。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行政運営を行うためにも、進捗状況の確認と成果の検証を行っているところであります。

適正な施設管理と効果的な運用を図るため、氷川町公共施設等総合管理計画策定をいたしました。行政運営の原動力である、職員の能力開発と育成に尽力するとともに、人事考課を厳正に行っているところであります。

国が進める、まち・ひと・しごと地方創生関連では、地方創生加速化交付金を活用した事業を、第2期定住自立圏共生ビジョンに基づき、八代市及び芦北町と連携して実施をいたしました。

以上、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆さま方をはじめ、関係組織機関のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営が出来たと考えております。

以上、令和3年度の行政報告といたします。

○議長（米村 洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 |

- 正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 6 号 氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 7 号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 8 号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 氷川町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 令和 3 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 令和 3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 令和 3 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 令和 3 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 令和 3 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 令和 4 年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 令和 4 年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 令和 4 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 令和 4 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変さらについて
- 議長（米村 洋君） 日程第 5、承認第 2 号、専決処分の報告及び承認について

から、日程第29、議案第24号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変さらについてまでを一括議題とします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それでは、令和4年度施政方針並びに提案理由の説明を行います。

政府は、昨年6月に閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針2021において、次なる時代をリードする新たな成長の源泉として、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り、少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現を掲げており、経済財政の運営については、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に、引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な、影響に対して、雇用の確保と、事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜くとしており、令和4年度の予算要求に当たっては、基本方針としては、前年度当初予算額の90パーセント以内というふうにされました。

また、熊本県においては、平成28年の熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨によって、これまで経験したことのない危機にあり、これら3つの課題に対応するため、類似の予算を編成されてまいりました。

令和4年度予算編成方針と併せて算定された、中期的な財政収支の試算によりますと、令和4年度以降5年間において、各年度14億から52億、累計186億の財源不足が生じ、県債残高は、今後も増加していくことが見込まれるなど、厳しい財政状況にあります。

このようなことから、真に必要な事業への選択と集中を徹底し、将来負担を考えながら、新型コロナウイルス感染症による危機の克服、2つの災害からの創造的復興を成し遂げることとされております。このことを踏まえ、歳出予算に限度額を設けた予算編成をするとされました。

本町に甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震から6年を迎えます。この間、官民一体となった復旧復興への取組により、震災前の状態を取戻した矢先に、新型コロナウイルス感染症が発生をし、感染拡大の長期化による、地域経済及び町民の日常生活への影響は極めて大きなものとなっております。令和3年度においても、多額の予算を投じ、感染症防止対策や、地域経済及び日常生活の回復に必要な施策を講じてまいりました。

このような中、令和2年度一般会計決算による、実質収支は4億1,031万円の黒字ですが、繰越金や積立金、取崩し額を含めた、実質単年度収支は1億7,960万7,000円の赤字となりました。また、経常収支比率は98.7パーセントとなり、前年に比べ2.3ポイント上昇をいたしました。公債費の増加等に伴って、経常経費に充当する一般財源が増加するため、経常収支比

率の上昇が続く見込みとなっております。

今後、歳入における一般財源総額の増額は見込めない状況にあります。地方交付税の段階的縮減に備えた財政調整基金の残額は、令和2年度末で17億円と、前年度に比べ約3億円が減少しており、財政調整基金を取り崩さなければ、予算が組めない状況は依然として続いているため、一般財源歳出の抑制を急がなければ、基金が早急に枯渇してしまう恐れがあります。

そのような中、先般、総務省において、過疎地域の継続的発展の支援に関する特別措置法の基準に定める人口要件及び財政力要件の要件を満たすということで、本年4月1日に、本町の竜北地区が過疎地域として公示される見込みであります。指定後は、通常の地方債より自由度が高く有利な財政措置である過疎対策事業債を発行することが出来ますので、必要に応じて活用してまいりたいというふうに考えております。

そこで、令和4年度一般会計予算の編成方針として、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度と令和3年度の9月末時点における調定ベースでは、若干の減少が見られ、収束の見通しが立たない状況から、令和4年度においても、年間総額での減少を見込みました。

また、歳出面の見通しといたしましては、投資的経費においては、町道の維持補修や改良事業、下水道宮原処理区の広域化事業、竜北地区湛水防除事業、竜北西部小学校学童保育所整備事業に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕が計画をされていることから、大きな財政需要が見込まれ、今後も、経常収支比率が高い水準で推移し、財政構造の硬直化が懸念をされております。

このため、令和4年度氷川町一般会計予算につきましては、収入増加が見込めない状況の中で、重要な事業につきましては必要な財源を確保する一方で、事業規模の精査を行うことで、歳出抑制を図り、その他の事業においては、行政評価等の活用による、事務事業の見直しを積極的に行い、財政健全化に向けた取組を着実に実行することとし、職員一人一人が町財政の厳しい状況について共通の認識に立った上で、思い切った合理化、効率化を行うなど、これまで以上に徹底したコストの意識のもとに、メリハリのある、予算編成に心がけたところであります。対前年度比5.2パーセントの総額68億4,162万円といたしました。

歳入では、町税、地方交付税、国庫支出金及び寄附金の増加を見込み、財源確保のため、財政調整基金からの繰入れを行い、町債につきましては、必要最小限度の起債に抑えたところであります。

歳出では、議会費から予備費まで、全てを増額予算といたしました。

氷川町が誕生して17年目を迎え、基礎自治体としての礎を築くとともに、持続可能なまちづくりに向けた、大胆な発想と、改革の時期を迎えております。

令和4年度は、命と暮らしを守る、堅実な町政運営と改革の実践と位置づ

け、ウィズコロナ、アフターコロナに向けたきめ細やかな対応と、財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、国が掲げる、日本全体を元気にする、活力ある地方創生と、住民生活を最優先に考える多様性のある柔軟な視点を持ち、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆さまと協働しながら、「安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川町」の創造に向けた、堅実な町政運営を行ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種につきましては、第3回目の接種と、5歳から11歳を対象とした低年齢層の接種を推進するとともに、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、第3次地域振興券の発行、第3次農業収入安定化事業、収入保険の助成、竜北物産館感染防止対策事業、スマート田園都市氷川推進事業、地区公民館感染予防対策機器購入事業、行政業務デジタル化推進事業等、18項目の事業を実施することとし、令和4年度一般会計予算に計上いたしております。

分野ごとに申し上げます。

1点目に、魅力ある産業の振興を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策としては、足腰の強い持続可能な農業経営を図るために、各種生産組織及び営農組織を中核とした、組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業については、既に農事組合法人として設立しております6つの法人の経営安定に向けた支援を継続して行っております。

農地課と農業委員及び最適化推進委員の皆さまとの連携により、熊本県中間管理機構を活用した、農地の集積を積極的に推進してまいります。

い業機械再生支援事業も継続をして実施することとし、い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ります。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業の国県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、イチゴ減農薬推進、施設園芸薬剤抵抗性害虫対策、梨・柑橘・露地野菜・葉たばこ重要病虫害対策、牛異常産予防ワクチン接種、また、本年度から、花き日持ち性向上対策など8つの事業を展開いたします。

スマート農業普及促進事業及び農業用水浄化装置普及促進事業は、町単独事業として、個別に支援してまいります。

また、継続事業といたしましては、経営所得安定対策事業、経営体育成支援

事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化事業・農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況調査等の農業委員会の機能充実を支援する機構集積支援事業及び、耕作放棄地解消緊急対策事業にも取り組むことといたしております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした、農業収入安定化事業につきましては、これまでどおり、施設共済保険と収入保険、二本立てで支援をしております。

水産基盤整備交付金事業におきましては、アサリ・ハマグリ稚貝の放流及び漁場の耕うんを継続して実施をいたします。

新規事業といたしまして、森林環境譲与税を活用して、町内の森林現況調査を実施します。

農業基盤整備促進事業として、団体営農業農村整備事業による高塚用水の改修、不知火干拓用排水路整備に向けた水利施設等保全高度化事業及び農業競争力強化事業、砂川排水機場の更新に着手をするるとともに、国営造成施設管理体制整備促進事業を、氷川町土地改良区と連携をし、実施してまいりたいと思っております。

多面的機能支払交付金事業につきましても引き続き、30地区で、取り組まれる予定であります。農村環境の保全と改善に向けた取組を支援してまいります。

竜北地区県営湛水防除事業につきましては、排水機場の建設に着手するとともに、導水路整備も同時並行で、熊本県とともに、計画的な推進を図ってまいります。

商工業振興策といたしましては、継続して創業支援事業所等整備促進事業を推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と、既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具等の更新について、支援をしております。

同じく継続事業として、若手後継者のあるいは創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業も併せて実施をしております。

住宅リフォーム促進事業を継続して実施することとし、中小建設業者の支援、また、空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業者の振興を図る予定であります。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用特産品開発・販路拡大事業を、販売戦略商工会補助金として位置づけ、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援してまいります。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましては、継続して実施をいたします。町内における購買力の向上を目指すところであります。

企業誘致活動につきましては、昨年秋より、火乃国食品工業氷川工場が操業

を開始いたしました。企業立地促進補助金を分割で交付をするとともに、新たな企業誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携をとりながら、その活用を図ることといたしております。

ここ2年、中止をいたしております。氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、それぞれ工夫をして実施をするとともに、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

2点目に、地域でいきいきと暮らせる保健福祉のまちづくりであります。

何と言いましても、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種が最優先でありますので、個別接種と集団接種の併用型で推進をしてまいります。

「生活の安定は健康づくり」という視点から、疾病の早期発見・早期治療を促進をし、町民の皆さまの健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、健診事業及び健康相談、保健指導、食生活改善指導をさらに強化推進してまいります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援事業を継続して実施をいたします。交通手段が乏しい高齢者及び障がいをお持ちの皆さまを支援することといたしております。

病児病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施されておりますので、今後も運営及び財政支援を行います。

八代市・市郡医師会と連携して設置をしております。八代地域在宅医療・介護連携支援センターを核として、地域包括ケアシステムの構築をさらに進めてまいります。

第8期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた、適切な介護保険サービスを提供いたします。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、高齢者肺炎球菌予防接種費用、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して実施をいたします。

子育て及び定住促進対策といたしまして、現在、高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプサービス事業及びすこやか赤ちゃん出産祝い金事業を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターをさらに充実をさせ、新たに、産後ケア事業及び産婦健診健康診査事業を実施し、子育て世代の支援を推進してまいります。

保育料の完全無料化につきましては、多方面からの調査検討を進めることといたしております。

高齢者及び障がい者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業の継続事業をはじめ、障害者総合支援法に基づくさまざまな支援事業を実施す

るとともに、就労支援など、自立支援にも取り組んでまいります。

特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催しております。高齢者のみならず、地域の各年代層の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを進めてまいります。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、各サービスの業務形態と職員の就業形態を改め、社会福祉協議会の円滑な事業運営に努めるとともに、社会福祉協議会と民間施設との役割分担を図り、氷川町に適応した、社会福祉協議会独自の地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に、人を育む魅力ある教育の振興でございます。

竜北西部小学校の学童保育所につきましては、本年度、施設建設工事を実施いたします。

新規事業として、不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校、学校復帰を支援することを目的に、氷川町文化センター内に教育支援センターを設置し、運営をしてまいります。

中学生の英語検定受験助成事業を継続し、日本英語検定協会が実施する 実用英語技能検定試験の費用の全部及び一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ります。

小中学校に導入が完了した I C T機器、及び I C T支援員 2 名を配置し学習支援を行うことで、学力の向上を目指します。

継続して、県費教職員を指導主事として本町に配置をし、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導助言とともに、本町教育の特色であります、コミュニティ・スクールの取組を推進してまいります。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び、地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業も、継続して取り組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、5校合わせて 1 1 名体制で支援をしてまいります。

学校施設の修理並びに教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めることといたしております。

小学校部活動が社会体育に移行して 4 年が経過をいたしました。今後も円滑な活動が図られるよう、指導者の育成等の支援を行ってまいります。

幼児期における質の高い保育教育を支援するための、子ども・子育て支援事業計画及び新世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行するとともに、全ての子どもと子育て世帯が安全、安心、健康に暮らせる町を目指してまいります。

八火図書館も、多くの町民の皆さまにご利用いただいておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を図りなが

ら、積極的に図書館活動を実施してまいります。

社会教育施設及び社会体育施設のトイレの洋式化を行いたいというふうに思っております。そのことによりまして、利用者の利便性の向上を図ることといたします。

氷川町体育協会の組織の強化と会員の拡大を目指して、相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光施設等の費用助成を行う住宅用新エネルギー等導入促進事業及び、合併浄化槽設置助成事業を、継続して実施をいたします。

ごみ減量化宣言から4年目を迎えますが、生ごみ減量化を目指しました電気式生ごみ処理機及びコンポスト費用助成は継続をして実施をし、積極的にその普及を図り、ごみの減量化に努めてまいります。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理につきましては、八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会において協議を進めており、広域化の在り方及び委託料の設定、並びに閉鎖後の宮原クリーンセンターの処分等についても協議を深めてまいります。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収処理事業を実施いたします。

防災・防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直した氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、氷川町防災マップ・地区別防災計画に基づき、防災訓練をはじめ、地区住民の皆さまの防災意識の醸成を推進してまいります。

新規事業といたしまして、防犯効果・証拠能力による関係者判明ツールとして、学校施設等に通じる道路に防犯カメラ8基を設置いたします。

防災行政無線を活用し、必要な情報を適時適切に提供するとともに、災害対応資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを図ってまいります。

特に、消防団につきましては、団員報酬の改定及び出動手当の創設を行い、処遇の改善を図るとともに、消防活動資機材及び装備の整備を図ります。併せて、消防団員定数の見直しの検討に入っております。

下水道事業につきましては、経営改善に向けた使用料の改定を行うとともに、企業会計移行への準備を進め、竜北地区の各世帯への普及率の向上を図るとともに、県営事業で進めております宮原処理区の八代北部流域下水道への編入工事を、県営事業で、県と連携をして実施をしております。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画

と、地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等、国・県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うこととしております。

また、県道氷川八代線改良工事につきましては、熊本県が実施主体で行われております。町としても、連携協力して、事業が1日も早く完成をいたしますように努めてまいります。

町が管理する既設の橋梁につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、こちらにも優先順位をつけて改良工事を行います。

町内の住宅建設物の安全性の確保と耐震性の向上を図るための住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、個別住宅耐震診断事業及びアスベスト調査分析事業を継続して実施をしております。また、氷川警察署跡地に民間活力を活用した賃貸住宅の建設に向けた、基本計画・調査設計業務を発注するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の整備と活用を図っております。

定住促進施策の一環として、継続事業として、空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や、空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受入れを行うよう、移住定住促進プロジェクト事業も継続して実施をしております。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

既に導入をいたしました議会会議録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムの活用を図るとともに、オンラインによる在宅勤務に対応する環境を整備しております。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには、財源が必要でありますので、創意工夫による財源の確保と堅実な行財政運営を図っております。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政運営を図るためにも、進捗状況の確認、成果の検証をきちんと行い、さらに公表することにより、第三者のご意見を賜りながら進めてまいります。

さらに、効率の良い機能的な行政組織とするため、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設の管理と効率的な運用に努めてまいります。

行財政運営の原動力であります、職員の能力開発、人材育成、これにつきましても、これまで以上に取り組みたいと思っております。また、職員の定数管理計画に基づきましても、もう1回見直してみたいと思っております。その背景には、定年延長制度が導入されてまいります。それぞれ、事務事業のですね、

いわゆる地方への移管が進んでおります。機械を導入しましても、最終的に仕事を行うのは人であり、職員であります。しっかりですね、その定員をきちんとした定員を確保するためにも、この計画をしっかりと、もう1回見直すということを実施してまいりたいと思っております。

住民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上では、町民の皆さまとの対話と協調が重要であり、情報を共有する必要がありますので、さまざまな機会を通じて、民意の聴取と情報提供に努めてまいります。

大空町との人材交流及び物産の相互交流を継続するとともに、ペルー共和国との友好の絆を深めてまいります。

行政運営そのものが、SDGs「誰一人取り残さない」社会の実現につながるものと確信しております。住民主体の行政運営に取り組んでいく所存であります。

以上、5つのまちづくり戦略を令和4年度の町政運営の基本方針とし、安心して暮らせ幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川町の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位にも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

本定例会に提案をいたしておりますのは、承認2件、条例の制定及び一部改正12件、令和3年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、令和4年度一般会計並びに特別会計予算5件、その他1件でございます。

承認第2号は、専決処分した令和3年度一般会計補正予算（第9号）について、報告をし、承認を求めるものでございます。

承認第3号は、専決処分した令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、氷川町成年後見人制度利用促進協議会設置条例を制定するものであります。

議案第3号は、令和3年、国の人事院勧告に基づき、一般職の職員及び任期付職員の期末手当の支給率を改正するとともに、特殊勤務手当算出根拠の見直しにより、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、令和3年、国の人事院勧告に基づき、町長等の期末手当の支給率を改正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、令和3年国の人件院勧告に基づき、議会議員の期末手当の支給率を改正するとともに、氷川町成年後見人制度利用促進協議会委員の報酬及び費用弁償の規定を新たに追加するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、町税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に支給し

ている税務手当の算出根拠を変更するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号は、令和3年、国の人事院勧告に基づき、氷川町パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、令和3年、国の人事院勧告に基づき、氷川町フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が公表され、地方公務員も、その措置との、権衡を踏まえることが求められているため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、消防庁長官通知に基づき、消防団員の報酬等基準の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、全世代対応型社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、下水道事業の経営安定に向けて、下水道使用料の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、道路法並びに道路構造令の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号から議案第18号までは、令和3年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計、及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正するものであります。

議案第19号は、令和4年度、氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比5.2パーセント増の68億4,162万円とするものであります。

議案第20号は、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比2.8パーセント減の、18億6,086万7,000円とするものでございます。

議案第21号は、令和4年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、対前年度比6.2パーセント減の16億5,614万円とするものでございます。

議案第22号は、令和4年度氷川町下水道事業特別会計でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比1パーセント増の5億31万1,000円とするものでございます。

議案第23号は、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、対前年度比8.2パーセント増の2億253万

8,000円とするものでございます。

議案第24号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変さらについて、同文議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） ここで11時15分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、承認第2号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月18日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。専決第1号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第9号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,172万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,055万3,000円とするものです。

歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。35款、土木費、20項、下水道費、5目、公共下水道費、27節、繰出金4,172万2,000円は、公共下水道管路改修更新修繕工事において、突発的に発生した管破損に緊急に対応する工事費等の財源として、下水道事業特別会計へ繰り出すものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金、4,172万2,000円は、下水道事業特別会計への繰出金の財源とするものです。

以上が専決第1号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第9号）の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第2号について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 承認第3号、令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明します。

令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を令和4年2月18日付で専決処分をしましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,172万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,853万8,000円とするものです。

まず、歳出の説明を行います。

7ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道費、10目、公共下水道維持費で、下水道管破損に伴う修繕工事を施工していましたが、掘削した結果、管内に大量の土砂が流入して、管を塞いでいる状況が確認され、路線配管内に汚水が貯留していることが判明しましたので、緊急にバイパス工事及び管内貯留汚水の吸引が必要になりました。

そのため、修繕工事の追加分として4,000万円を補正するものです。

5目、総務管理費では、吸引に伴う職員の人件費及び、バイパス工事に伴う、水中ポンプ運転用の発電機、燃料費をそれぞれ補正しています。

次に、歳入の説明を行います。

6ページをご覧ください。歳出で説明を行いました、止水工事追加分に伴う歳入として、20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金として、4,172万2,000円を計上しております。

8ページの給与費明細書につきましては、内容をご確認ください。緊急を要する事業で、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

これで、承認第3号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第2号、氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について説明いたします。

氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由としまして、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関して、法律・福祉などの専門職や関係機関が連携し、協議する体制を構築するため、氷川町成年後見制度利用促進協議会を設置するものです。

次のページをお願いします。第1条、設置の目的、第2条、協議内容、第3

条から第7条までは、委員及び会議等組織に関することを定めています。なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

これで、議案第2号、氷川町成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例及び氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和3年、国の人事院勧告による一般職の職員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給率を改正するとともに、勤務1時間当たりの給与額の算出において、特殊勤務手当の月額を除くため、関係条例を改正するものでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。まず、第1条関係ですが、第12条は、議案第6号で提案いたします条例改正に伴い、勤務1時間当たりの給与額の算出に合算される月額で定められた特殊勤務手当を削除するものです。

第14条は、期末手当の支給率100分の127.5を100分の120に改め、年間支給率を100分の15引下げ、2.4月とするものです。再任用職員は、100分の72.5を100分の67.5に改め、年間支給率を100分の10に引下げ、1.35月とします。第2条関係で、特定任期付職員の支給率100分の167.5を100分の162.5に改め、年間支給率を100分の10引下げ、3.25月にするものです。

3ページに戻っていただき、附則をご覧ください。第1条で、施行期日を定め、公布の日からとしております。ただし、第1条関係の条例第12条の改正は、令和4年4月1日からの施行となります。また、特別措置として、第2条で、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された額に、一般職及び任期付職員は127.5分の15、特定任期付職員は167.5分の10、再任用職員は72.5分の10を乗じた額を減じることとしております。これは、令和3年12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けての引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整することとなった調整額でございます。

これで、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96

条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和3年、国の人事院勧告による一般職の職員の期末手当支給率の改正に伴い、町長等の期末手当の支給率を改正するため、条例を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。期末手当の支給率100分の155を100分の147.5に改め、年間支給率を100分の15引下げ、2.95月とするものです。附則で、公布の日から施行することとし、また、令和4年6月に支給される期末手当の支給額から調整額として減じる額の率は155分の15としております。

これで、議案第4号の説明を終わります。

議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和3年、国の人事院勧告による一般職の職員の期末手当支給率の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改正するとともに、議案第2号で提案しました、氷川町成年後見制度利用促進協議会の委員を新たに追加するため、条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。議会議員の期末手当の支給率100分の155を100分の147.5に改め、年間支給率を100分の15引下げ、2.95月とするものです。また、別表第2に、成年後見制度利用促進協議会委員を追加いたします。なお、附則で、公布の日から施行することとしております。ただし、別表第2の改正は、令和4年4月1日からとなります。また、令和4年6月に支給される期末手当の支給額から調整額として減じる額の率は、155分の15としております。

これで、議案第5号の説明を終わります。

議案第6号、氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に支給している税務手当について、月額による支給から日額による支給へ変更するため、条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。月額1,500円を日額支給に改めるもので、町税の賦課または調査のため戸別訪問したとき、250円、町税の徴収のため

戸別訪問したとき及び動産の差押え、または差押え物件の引上げに直接従事したとき、300円とし、支給する事務を明確に定めたものでございます。

令和4年4月1日から施行することとしております。

これで、議案第6号の説明を終わります。

議案第7号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和3年、国の人事院勧告による一般職の職員の期末手当支給率の改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第7条第1項中の給与条例第14条第2項中、100分の127.5を、100分の120に改めるものです。また、附則で、公布の日から施行することとし、令和4年6月の期末手当の支給額から調整額として減ずる額の率は、72.5分の10としております。

これで、議案第7号の説明を終わります。

議案第8号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和3年、国の人事院勧告による一般職の職員の期末手当支給率の改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第11条第1項中の給与条例第14条第2項中の100分の127.5を100分の120に改め、また、附則で公布の日から施行することとし、令和4年6月の期末手当の支給額から調整額として減ずる額の率は、72.5分の10としております。

これで、議案第8号の説明を終わります。

議案第9号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が公表され、地方公共団体の職員の勤務条件は、国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい職場環境を整理する

ため、条例を制定するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第2条第4号(ア)及び第20条第2号の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き退職した期間が1年以上」を削除。また、第23条で、妊娠、出産等を申出た職員に対する育児休業制度の周知意向確認をしなければならないこと、第24条で、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業に関する研修の実施や相談体制などを定めております。附則で令和4年4月1日から施行することとしております。

これで、議案第9号の説明を終わります。

議案第10号、氷川町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」に基づく、報酬等の基準の見直しに伴い、条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第9条で、出動する災害を水火災・地震と明確に定めております。また、第13条の報酬では、現行の年額報酬に加え、出動報酬を創設いたします。年額報酬では、基準以下である班長2万4,000円を3万7,000円へ改め、団員2万円を3万6,500円へ改めます。出動報酬については、出動時間に応じて、1時間以上4時間未満を3,000円、4時間以上5時間未満を4,000円と1時間増すごとに1,000円増額し、7時間以上7時間45分未満を、7,000円、7時間45分以上は8,000円を支給することとしております。附則で令和4年4月1日から施行することとしています。

これで、議案第10号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長(尾村幸俊君) 議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険の保険税について、未就学児に係る均等割の減額を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の9ページ・10ページをご覧ください。第22条、国民健康保険税の減額に、第2項が追加となります。1号は、基礎課税額の均等割、2号は、後期高齢者支援金等課税額の均等割のことが記載されており、(ア)は、7割軽減後、(イ)は、5割軽減後、(ウ)は、2割軽減後の均等割についての

額が書いてあります。この条例による改正後の氷川町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用となります。

これで、議案第11号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第12号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由としましては、現在、下水道事業における経費回収率が約70パーセントを推移しており、汚水処理費だけを見ても、使用料で賄えていない状況下にあります。下水道事業の安定運営を鑑みると、下水道使用料の改定は不可欠であるため、条例の一部を改正する必要があるものです。

新旧対照表で説明します。3ページをご覧ください。令和4年10月1日から、一般汚水の8立方メートルの基本料金を、宮原処理区880円・竜北処理区1,000円から1,168円に、超過料金1立方メートルを、宮原処理区110円・竜北処理区126円から146円に、区域外流入におきましては、基本料金1,400円、超過料金175円に、浴場業務汚水については、1立方メートル当たり29円にそれぞれ改定するものです。

これで、議案第12号の説明を終わります。

続いて、議案第13号、氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由としましては、道路法並びに道路構造令が改正され、新たに、自転車通行帯、自動運行補助施設、歩行者利便推進道路が規定されたため、条例の一部を改正する必要があるものです。

2ページ以降に改正文、4ページ以降に新旧対照表をつけておりますけれども、主な改正につきましては、第8条の2に、自転車通行帯を新たに規定、第32条中、第2号に自動運行補助施設を新たに規定、第43条に歩行者利便推進道路を新たに規定するものです。この条例は公布の日から施行するものです。

これで、議案第13号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第14号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計補正予算第10号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億3,851万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,203万6,000円とするものです。補正の概要は、歳入歳出ともに、実績、今後の見込みなどによる減額が主なものとなっており、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの事業が中止となり、その不用額も計上しています。

6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正です。

10款、総務費、住民基本台帳システム改修事業は、国の補正予算に伴う事業で、年度内完了が見込めず繰り越すものです。

15款、民生費、非課税世帯に対する臨時特別給付金ほか1事業は、いずれの事業も、年度を越えて申請を受け付ける必要があるため、繰り越すものです。

25款、農林水産業費、情報収集等業務効率化支援事業は、国の補正予算に伴う事業で、年度内完了が見込めず繰越し。基盤整備関連経営体育成等促進計画等作成事業は、上位計画である県の実施計画の策定完了時期が延長されたことで、整合性を図る必要がある本事業の年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

35款、土木費、町道吉本本山線道路改良事業は、買収予定地の相続調査に時間を要し、町道法道寺1号線道路改良事業は、国道3号線取付けで、国土交通省との協議時間を要し、いずれも年度内完了が見込めず、繰り越すものです。また、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業ほか2事業は、交付金の効果的な活用から、年度を挟んで実施するため、繰り越すものです。

7ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正です。二つの業務委託の限度額をそれぞれ変更するものです。

8ページをご覧ください。第4表、地方債補正です。災害復旧債220万円を追加し、総務債を1億1,772万5,000円に、農林水産業債を8,570万円に、土木債を6,760万円に、限度額を変更するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

31ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、18節、負担金補助及び交付金の地方バス対策補助金323万9,000円は、国の補助対象路線でありました2路線が対象外となったことにより増額するものです。

37ページをご覧ください。10款、総務費、10項、徴税費、10目、賦課徴収費、12節、委託料、上から3事業目、土地情報管理システムデータ修正業務委託料11万3,000円は、地籍図データの分合筆作業件数の増加により増額するものです。

38ページをご覧ください。10款、総務費、15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料、270万6,000円の住民基本台帳システム改修委託料は、政府が運営するポータルサイト「マイナポータル」から、オンラインで転出届等を可能とするためのシステム改修費で、財源を全額国の補助金とするもので、年度内完了が見込めないため、繰越事業となります。

43ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費、障害児タイムケア事業60万円は、利用が増加し、不足が見込まれるため増額するものです。

46ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、5目、保健衛生総務費、27節、繰出金国民健康保険特別会計繰出金、81万4,000円は、低所得世帯の保険料軽減分を、国、県、町分と併せて繰り出すものです。

53ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金、1事業目の、県営事業負担金、6,046万7,000円は、次年度に予定されていた事業費が、国の補正予算において、前倒しで計上されることとなった竜北地区湛水防除事業負担金の増額分が主な内容です。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

11ページをご覧ください。5款、町税、5項、町民税を、3,052万9,000円の増額。5款、町税、10目、固定資産税を1,313万2,000円の増額計上です。

12ページをご覧ください。5款、町税、15項、軽自動車税が、277万5,000円の増額。

20項、町たばこ税も、292万5,000円の増額計上です。

14ページをご覧ください。30款地方消費税交付金は、2,000万円の増額を見込んでの計上です。

15ページをご覧ください。45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税は、交付額確定に伴い、1億742万8,000円の増額です。

18ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金から、23ページの、70款、県支出金、15項、委託金までは、交付対象の歳出科目の実績見込みに基づき、主に減額計上となっています。

24ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金につきましては、交付税やその他歳入の増額が見込まれるため、2億円を減額するものです。

27ページをご覧ください。99款、5項、町債、15目、農林水産業債、20節、防災減災、国土強靱化緊急対策事業債、6,390万円は、県営事業、竜北地区湛水防除事業負担金の財源とするものです。35目、災害復旧債、1

0 節、単独災害復旧事業債 2 2 0 万円は、町道吉本本山線法面復旧工事の財源とするものです。

7 5 ページ以降の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第 1 4 号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第 1 5 号、令和 3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

令和 3 年度、氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 3 2 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 6, 2 7 3 万 3, 0 0 0 円とするものです。

歳出の主なものをご説明いたします。

1 0 ページをお願いいたします。5 款、総務費、5 項、総務管理費、5 目、一般管理費、1 2 節、委託料、1, 4 9 1 万 6, 0 0 0 円の減額は、国保市町村事務処理標準システム導入支援委託料の減額でございます。今年度中に、県のシステムに参加予定でしたが、国が進める 1 7 業務の標準システムへと急遽方向が変わりましたので、県内のほとんどは、同様の対応となりました。1 0 目、連合会負担金、1 8 節、負担金補助及び交付金、1, 2 5 3 万 8, 0 0 0 円の減額は、1 2 節でのシステム導入支援委託がなくなりましたので、運営管理費の金額でございます。

1 1 ページをお願いいたします。1 0 款、保険給付費、5 項、療養諸費、5 目、一般被保険者療養給付費、1 8 節、補助金補助及び交付金 1, 1 3 0 万円の減額は、診療報酬の見込みによる減額でございます。1 0 項、高額療養諸費、5 目、一般被保険者、高額療養給付費、1 8 節、負担金補助及び交付金、7 0 0 万円の減額は、高額療養費の見込みによる減額でございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。2 5 款、県支出金、1 0 項、県補助金、1 5 目、保険給付費等交付金、5 節、普通交付金 7, 2 0 8 万 1, 0 0 0 円の減額は、保険給付費の減額によるものです。

1 8 ページの、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで議案第 1 5 号、令和 3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第16号、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算第2号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,812万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,796万7,000円とするものです。

歳出の主なものからご説明いたします。

15ページをお願いします。10款、保険給付費、23項、5目、高額医療合算介護サービス等費、18節、負担金補助及び交付金、115万3,000円は、国保連合会の審査が済み、給付する額に不足が生じたので、増額しております。

16ページをお願いします。17款、地域支援事業費、5項、5目、介護予防・生活支援サービス事業費、18節、負担金補助及び交付金153万2,000円。及び、15目、介護予防ケアマネジメント事業費、18節、負担金補助及び交付金42万9,000円の増額は、要支援者の増加によるものです。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、15節、滞納繰越分普通徴収保険料211万5,000円の増額は、介護保険料滞納分の徴収実績となります。

10ページをお願いします。40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、25目、低所得者保険料軽減繰入金、10節、過年度分182万6,000円の増額は、令和2年度の非課税世帯の方の保険料軽減に対する実績による追加分となります。

これで、議案第16号、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第17号、令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,628万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,25万8,000円とするものです。

4ページをご覧ください。地方債補正として、下水道債7,330万円を4、

850万円に減額します。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

10ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道費、15目、公共下水道建設費、18節、負担金補助及び交付金で、八代北部流域下水道建設負担金について、県の事業が、新型コロナウイルスの関係等で、事業のほとんどが繰越しとなりましたので、その分の負担金として2,129万6,000円を減額しています。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

8ページをご覧ください。30款、諸収入、15項、雑入、10目、5節、消費税還付金として642万4,000円を計上しております。

12ページの、給与費明細書以降の項目につきましては、内容をご確認ください。

これで、議案第17号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第18号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。

令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,365万6,000円とするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、18節、負担金補助及び交付金の293万7,000円の減額は、保険料負担金の減額、50万円、及び、保険基盤安定負担金の確定、243万7,000円の減額によるものです。

続きまして歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料357万9,000円の減額及び10目、普通徴収保険料、307万9,000円の増額は、見込みによるものです。

7ページをお願いいたします。20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、5節、保険基盤安定繰入金243万7,000円の減額は、歳出で説明いたしました保険基盤安定負担金の確定によるものです。

これで、議案第18号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 1時5分まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後 12時4分

再開 午後 01時2分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第19号、令和4年度氷川町一般会計予算についてご説明いたします。

令和4年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

表紙を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億4,162万円とするものです。

7ページをご覧ください。第2表、債務負担行為です。一般健診業務委託、人間ドック分、期間、令和5年度は、5年度まで、限度額400万円、中小企業利子補給、期間、令和9年度まで、限度額300万円。企業立地促進補助事業、期間令和8年度まで、限度額1億20万円の3件を計上です。

8ページをご覧ください。第3表、地方債です。各起債の、借入限度額等です。総務債3,965万円、民生債4,980万円、農林水産業債2,000万円、土木債3,050万円、消防債760万円の計上です。

次に、歳入をご説明いたします。

9ページの、事項別明細書、1、総括、歳入をご覧ください。歳入合計は68億4,162万円で、前年度比3億3,864万8,000円、5.2パーセントの増額です。

主なものとしましては、5款、町税、9億6,829万6,000円。3年度の収入状況、見込みから、前年度比1,141万6,000円の増額です。

45款、地方交付税、28億5,000万円。前年度交付額の同水準での交付額を見込んで、1億5,000万円の増額です。

60款、使用料及び手数料、8,021万4,000円。前年度比1,171万1,000円の減額です。

65款、国庫支出金、7億1,492万5,000円。前年度比699万1,000円の増額です。

70款、県支出金、5億6,266万9,000円。前年度比1,084万4,000円の増額です。

80款、寄附金、2億200万1,000円。ふるさと納税の増額を見込み、前年度比1億200万円の増額です。

85款、繰入金、8億9,500万8,000円。前年度比1億736万2,000円の増額です。

99款、町債、1億4,755万円。臨時財政対策債借入れ減により、前年度比5,185万円の減額です。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

38ページをご覧ください。5款、5項、5目議会費です。目総額、6,316万8,000円の計上で、前年度比516万3,000円の減額です。3節、職員手当等で、人事院勧告による期末手当の支給率の変更に伴う減と、12節、委託料で、議事録作成支援システム初期導入費用の減が主な理由です。

40ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目一般管理費、3節、職員手当等で、議会費同様に、人事院勧告による期末手当の支給率の変更後を反映した3億3,063万5,000円の計上です。

44ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、使用料及び賃借料、最後の行の防犯カメラ借上料129万4,000円は、犯罪の抑止に一定の効果が期待できる防犯カメラを、防犯安全対策として、通学路を中心に、8基設置するものです。17節、備品購入費、一般備品435万1,000円の主なものは、出納室収納事務用のOCR機器1台を老朽化により買い換えるものです。公用車308万円は、1.2トントラック1台を購入するものです。

次の45ページをご覧ください。ページの1番上、一般備品、新型コロナウイルス感染症対策、231万円は、ペーパーレス会議システム用タブレット14台を購入し、3年度購入分に追加して、各課に配備し、オンライン会議等、行政のデジタル化を推進するため、環境整備を行うもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

50ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金の1番下、新型コロナウイルス感染症対策地域振興券交付金、5,700万円は、町内で使用できる1人当たり5,000円分の地域振興券を全町民に配布するもので、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済の活性化及び家計支援に取り組むものです。

52ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料、1つ目のふるさと納税事業支援業務委託料、1億2,000万円は、返礼品代金等を含む、ふるさと納税に係る委託料です。

61ページをご覧ください。10款、総務費、10項、徴税費、10目、賦課徴税費、12節、委託料の下から3つ目、税務システム改修業務委託料、661万4,000円は、地方公共団体が共同で運営する、地方税共通納税システムにおいて、軽自動車税システムなど、納税対象税目が拡大されたことによるシステム改修費です。

63ページをご覧ください。10款、総務費、15項、5目、住民基本台帳

費、12節、委託料の下から三つ目、戸籍システム改修委託料、1,082万円は、国の補助金を財源とし、マイナンバー制度との情報連携に伴うシステムの改修費用です。

65ページをご覧ください。10款、総務費、20項、選挙費、30目、県議会議員選挙費です。目の総額、520万7,000円は、令和5年4月の任期満了に伴う選挙に要する費用です。

66ページをご覧ください。35目、参議院選挙費です。総額1,094万7,000円は、令和4年7月の任期満了に伴う選挙に要する費用です。

72ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、19節、扶助費300万円は、高齢者等の福祉の増進、社会参加を支援するための、高齢者等福祉タクシー事業、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用です。

73ページをご覧ください。10目、高齢者福祉費、17節、備品購入費の一般備品新型コロナウイルス感染症対策780万円は、空気清浄機を購入し、新型コロナウイルス感染症予防対策として、いきいきサロン事業の拠点である、39地区に貸与するものです。

79ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5項、児童福祉総務費、12節、委託料、1つ目、竜北西部学童保育所建設整備工事監理業務委託料、252万6,000円及び14節、工事請負費、1億4,907万9,000円。竜北西部学童保育所建設整備工事は、氷川町子ども・子育て支援事業計画に基づき、竜北西部学童保育所を建設するもので、財源に国庫補助金、竜北西部学童保育所整備基金及び合併特例債を活用します。

87ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費に、新型コロナワクチン接種関連の費用、4,283万3,000円を計上し、町民の生命、健康を守るワクチン接種体制を整えるもので、財源を、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金とするものです。

98ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、1番下の農業収入安定化事業補助金、2,167万8,000円は、農業者の経営の安定を図るため、農業共済掛金の2分の1を補助するものです。

99ページをご覧ください。ページ中段、農業収入安定化事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対策、1,725万9,000円は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた農業者の経営の安定と、事業継続を支援するため、収入保険の保険料の2分の1を補助するものです。

103ページをご覧ください。40目、物産館費、14節、工事請負費2,601万5,000円は、竜北物産館空調設備改修工事、新型コロナウイルス

感染症対策として、20年を経過した、竜北物産館の空調設備を、除菌ユニットと一体的に整備改修し、感染防止対策に取り組むものです。

106ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金、下から2つめ、企業立地促進補助金1,980万円は、町内に工場を新設した火乃国食品工業株式会社様に対し、用地取得費工場建設費等を補助し、本町の産業振興と、雇用機会の拡大を図るものです。

111ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費では、町道吉本本山線道路補修工事ほか、目、総額で、3,648万3,000円の計上です。

112ページをご覧ください。15目、道路新設改良費では、工事請負費の2件ほか、目、総額で、1,976万9,000円の計上です。

116ページをご覧ください。40款、5項、消防費、10目、非常備消防費、1節、報酬の消防団員報酬、2,372万8,000円は、班長以下の団員報酬を、国が求める基準に見直したもので、前年度比899万6,000円の増額です。また、新設の消防団員出動報酬、1,536万円は、災害時の出動に対して、国の基準に合わせて支給するもので、今回の報酬改正により、消防団員数の確保、処遇改善を図るものです。

122ページをご覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、10節、需用費の上から2つめ、教育支援センター消耗品費1万7,000円は、不登校の未然防止及びその解消を図り、登校、学校復帰を支援する教育支援センターを教育委員会内に設置するための消耗品費で、10款、総務費で、計上の会計年度任用職員2名を任用し、運営するものです。

133ページをご覧ください。15目、学校支援センター費、13節、使用料及び賃借料924万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、ICT機器のタブレット機器を更新するものです。

136ページをご覧ください。45款、教育費、20項、社会教育費、10目公民館費、10節、需用費の1番下の、修繕料、新型コロナウイルス感染症対策、655万2,000円は、文化センターと氷川町公民館のトイレ改修費で、和式トイレを一部残したを洋式化することにより、飛沫飛散を抑制し、新型コロナウイルス感染症対策を図るものです。

145ページをご覧ください。55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料に、9億5,852万9,000円の計上です。前年度比26万8,000円の増額ですが、これは、災害援護資金の返済額が増加したことによるものです。

147ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第19号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第20号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

来年度、氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,086万7,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為にて、特定健診、(人間ドック分)業務委託に関して、令和5年度に限度額214万円を計上しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

12ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費の前年比較で1,450万円ほど少なくなっておりますのは、議案第15号の補正で減額といたしました。標準システム導入支援委託料分でございます。10目、連合会負担金の前年比較で1,250万円ほど少なくなっておりますのも、同様に補正で減額としました。標準システム運営管理費分が主でございます。

13ページをお願いいたします。10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費、18節、負担金補助及び交付金、11億5,000万円は、昨年と同額を見込んだ診療報酬分を計上しております。

14ページをお願いいたします。10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金1億5,600万円は、昨年より300万円ほど少なく見込んだ高額療養費を計上しております。

16ページから17ページの、23款、国民健康保険事業費納付金、5項、医療費給付費分、10項、後期高齢者支援金等分、及び15項、介護納付金分の18節、負担金補助及び交付金はそれぞれ県試算による納付金額を計上しております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

7ページをお願いいたします。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額3億8,254万円は、昨年11月の徴収状況により計上しております。

8ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、本年度予算額13億5,453万4,000円は、療養給付費の見込額となります。

23ページ、給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで、議案第20号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計予算のご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第21号、令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和4年度氷川町介護保険特別会計予算を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,614万円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、債務負担行為でございまして、事項、介護保険事業計画等策定業務委託、期間、令和5年度まで、限度額、550万4,000円でございます。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。

歳入の主なものとしまして、5款、保険料、3億2,421万1,000円。前年比2,008万1,000円の減額です。

15款、国庫支出金4億1,559万9,000円。前年比3,047万3,000円の減額です。

20款、支払基金交付金4億3,189万2,000円。前年比2,847万9,000円の減額です。

25款、県支出金2億2,668万7,000円。前年比1,824万9,000円の減額です。

40款、繰入金2億5,489万円。前年比1,353万4,000円の減額です。歳入の減額は、歳出の項目から負担割合により算出するため、減額となっております。

6ページをご覧ください。

歳出の主なものとしましては、5款、総務費1,881万5,000円、前年比129万6,000円の減額です。減額の理由は、介護保険制度改正システム改修委託費、その分の不用と、訪問調査用車のリース満了が主な理由となります。

10款、保険給付費、15億4,752万4,000円。前年比1億1,773万2,000円の減額です。

17款、地域支援事業費8,839万1,000円、前年比1,008万6,000円の増額です。

10款及び17款の歳出につきましては、令和3年度の実績額に基づき計上しております。これまでの介護費用より、予防費用が増加傾向にある状況となっている予算組みとなっております。

歳入歳出の合計額16億5,614万円は、前年度17億6,508万2,0

00円に対し、1億894万2,000円の減額となります。

26ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第21号、令和4年度氷川町介護保険特別会計予算について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第22号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明いたします。

令和4年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億31万1,000円とするものです。

4ページをご覧ください。債務負担行為として、管渠維持管理業務委託を令和5年度から6年度まで、760万円計上しています。

5ページをご覧ください。地方債として、下水道債、5,520万円を計上しています。

次に、歳出の主なものについて説明します。

12ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道費、5目、総務管理費、12節、委託料に、氷川町下水道事業公営企業会計移行支援業務委託料として、1,544万9,000円計上しています。令和5年度より公営企業会計に移行しますので、準備にかかる経費として、最終年度分の予算計上になります。この委託料につきましては、財源として、下水道債を1,540万円充てています。

次に、14ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費、12節、委託料に、宮原浄化センター管理業務委託料として4,486万円を計上しています。また、老朽化した管渠を維持管理を行うことで、管渠の長寿命化及びコスト削減を図ることを目的として、管渠維持管理業務委託料380万円を新たに計上しています。さらに、18節、負担金補助及び交付金に、流域下水道維持管理負担金6,415万8,000円を計上しています。

15ページをご覧ください。15目、公共下水道建設費、18節、負担金補助及び交付金に、八代北部流域下水道事業建設負担金として3,794万2,000円を計上しています。この負担金につきましては、下水道債3,790万円を充てています。

16ページをご覧ください。15款、5項、公債費に、長期債元金2億1,432万8,000円。利子5,110万5,000円を計上しています。

次に、歳入の説明を行います。

8ページをご覧ください。10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、

下水道使用料、5節、公共下水道使用料として1億3,870万3,000円を計上しています。

9ページをご覧ください。20款、繰入金、5目、5項、5節、一般会計繰入金として2億9,601万6,000円を計上しています。

10ページをご覧ください。35款、5項、町債、5目、5節、下水道債として、管渠築造工事及び、八代北部流域下水道建設負担金分、5,520万円を計上しています。

17ページからの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第22号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第23号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億253万8,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者健診（人間ドック分）業務委託に関しましては、令和5年度に限度額26万円を計上しております。

次に、歳入歳出当初予算、事項別明細書から歳入をご説明いたします。

5ページの、1、総括、歳入をお願いいたします。歳入合計は、2億253万8,000円。前年比1,531万2,000円の増額となります。主なものといたしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億3,186万4,000円、前年比924万円の増額で、広域連合による算定による増額となります。

20款、繰入金、6,541万8,000円。前年比490万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金で後期高齢者医療広域連合の算定によるものです。

次に歳出をご説明いたします。

6ページの歳出をお願いいたします。歳出合計は、2億253万8,000円。前年比1,531万2,000円の増額となります。主なものといたしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,816万7,000円。前年比1,306万3,000円の増額は、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15款、保健事業費、1,190万1,000円。前年比129万7,000円の増額の主な内容は、11ページをお願いいたします。15款、保健事業費、

5項、健康保持増進事業費、5目、健康診査費、12節、委託料、408万1,000円は、広域連合の試算で、受診者数の増により、前年度より、110万円ほどの増と見込んだものでございます。

14ページ、給与費明細書以降につきましてはご説明を省略させていただきます。

これで、議案第23号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算のご説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第24号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変さらについてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、関係市町村の議会の議決を求めるものでございます。変更内容は、規約第3条、第10号の住民の交通災害見舞金に関する共同処理する事務から、宇城市が令和4年6月30日をもって脱退するため、事務を変更し、規約の一部を変更するものでございます。

これで、議案第24号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。承認第2号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 7ページのところで質問したいと思います。町長の行政報告の中で、この管路工事、修繕工事というのが、まだ模索中というお話でございました。で、議会運営委員会の中で、その議員は、建設下水道課長から概要は聞いているんですけども、議会運営委員会の翌日、関係者が集まって、この改修工事の方針を協議するということでした。まだ模索中ということなんでしょうけれども、委員会が終わってから、現地調査を予定しているんですけども、どういった方針で進められるかというのが、あらかた、わかっておりましたら、ほかの議員さんたちも、この4,000万という工事でございますので、お知らせいただきたいなと思います。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 今ご質問がありましたように、この前の議会運営委員会の翌日に、関係者集まりまして、今後の対策について協議を行ったところでございます。現在、縦穴を掘って、その管の補修を行おうとしていると

ころでございますが、今、管の割れた箇所が、もうそこだけに限らず、ほかのところにも、波及しているのではないかと、大方の見込みでございますので、今そちらのほうの調査をどのように行うかというところで、今協議を行っているところでございます。方法としましては、今縦穴を掘っているところの上部に、もう一つ、穴を掘るのか。そこで、穴を掘った場合、もしそれにとどまらなかった場合どうするのかとか、その辺の諸問題もございますので、今、ある程度方向性として出しておりますのは、試験的にボーリングを、その管のところに、小さいボーリングですね。それでチェックをしながら、その管頂部があるのかなのかというのを、大体スパンごとに掘って確認をする中で、このくらいまでの範囲で掘れば大丈夫ではないかというところを、ある程度確定させた後で、その、穴を掘るなり何なりでその管の補修を行いたいと現時点ではそこまで考えているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に議案第2号について質疑ありませんか。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これも議会運営委員会の中で、議長がこの制度自体は詳しく、お尋ねしたいということでございましたので、私は、ここの中では、概要といたしますか、これは4月1日からスタートするわけなんですけれども、もう既に、あらかじめ人選っているのは考えられていると思います。法律とかこの福祉の専門家は、こういった人たちが、今、テレビとかでも拝見する限りでは司法書士とか、弁護士さんとかが入ってるんですが八代地域で、こういった専門家はこういった人たちが委嘱を受けるのか。10人以内というふうになってますが、何人ぐらいを予定されているのか、それと、最後に、具体的にこれはこういった内容が協議されるのか。この点をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 利用促進協議会ですけれども、今、成年後見制度自体が知られていないという課題があります。また成年後見制度に関する支援体制が明確にされていない。成年後見人等の担い手が少ない、こういう課題を解決するために、組織を設けることになっております。10名以内というメンバー構成ですけれども、町の民生委員代表、それと、郡の医師会から、1人、依頼したいというふうに思っております。あと、県の社会福祉会、権利擁護センターから1名、県の弁護士会から1名、成年後見センター、リーガルサポート、司法書士会になりますけれども、ここから、1名、それと氷川学園の相談支援事業所から1名、町の社会福祉協議会、町の包括支援センター、町民課の保健師さん、それと、あと必要とする場合その他になりますけれども、金融機関等、

関係あるところから、今後、選んでいきたいというふうに思っております。
あと、オブザーバーとしまして、家庭裁判所の八代支所、それと県の担当課の
ほうもオブザーバーとしてお招きしたいというふうに考えております。以上で
ございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第4号について質疑ありませんか。

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第5号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 消防団条例の一部改正は、昨年の消防庁からの通知に基づいて行われるわけですが、団員についての報酬が、3万6,500円という

のが書いてあります。

変えるようにということで出されていると思うんですが、そのほかの、団員については、消防庁のほうからは、指示はなかったんでしょうか。団長とか副団長とか、指導員とかというのがありますがその点はどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 消防庁のほうから、団員の報酬について、3万6,500円というふうに示されております。それに伴いまして、示された、各階級ごとの報酬額が、示されておりますのでそれに基づきまして、班長以下を改定したところでございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 委員会でまたお尋ねしたいと思いますので、例えば団長については消防庁のほうでは、一括で指示しているのかを、後で結構です。資料を、示していただきたいと思います。実は、この報酬の基準というのを読んでみると、今度は費用弁償に関しては、例えば、招集がかかるというんでしょうかちょっと消防団の業務はちょっと、よくわからないので聞くんですが、災害あるいは火災等発生して出動命令が出た場合、当然、その時間からの計算でいいんでしょうか。氷川の消防団に入ってるけども、なかなか消防団が見つからないと。だから自分は、住まいは八代けど仕事が氷川だから入ってますという方がおられました。本当に今大変なんですよ。なかなか人が見つからないとその人から言われて、そうですか大変ですね。いろいろ費用弁償とかいろいろ変わるからちゅう話をちょっとしたんですが、町内におれば、瞬時にして、連絡も行くと思うんですが、例えば、そういう人たちについては、時間制、時間割みたいにして、報酬が今度変わるんですが、その点はどうなるんですか。自分の家から知って出たときからもう計算でいいんですか。その点はどうなんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 出動の時間についてのお尋ねでございますけれども、現場に着いてからの時間を想定しております。

○議長（米村 洋君） いいですか、吉川議員。

ほかに質疑ありませんか。上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） この消防団費の、支給の仕方についてですね、現状をちょっと説明してもらえませんか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 報酬等の支給に関しましては、現状のところ、各団のほうに支給のほうをお願いしております。消防団分団のほうに、お願いし、各個人へ支給していただくというような手順を行っております。以上でございます。

- 議長（米村 洋君） 上田俊孝君
- 7番（上田俊孝君） 団のほうに行きますね、それから個別に支給されとるんですか。そこをちょっとお尋ねします。そこはわからない。
- 議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。
- 総務課長（濤岡美智代さん） はい、こちらのほうには個別に支給されているという報告を受けております。以上でございます。
- 議長（米村 洋君） いいですか。
ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。
- 6番（吉川義雄君） 消防庁長官、消防地第171号、令和3年4月13日付けで、出されているんですが、この中に、別表が添えてありまして、ちょっと総務課長の答弁は、ちょっと間違ってるんじゃないかなと思うのですね。非常勤消防団員の報酬等の基準、その中に、報酬及び費用弁償に係る次のように改めなさいってなってるんですね。その第5、報酬及び費用弁償は消防団員に対し、活動記録等に基づいて、市町村から、直接支給をするってなってるので、その点はぜひ今後検討してもらえませんか。
- 議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。
- 総務課長（濤岡美智代さん） ただいま議員おっしゃるとおり、国のほう消防庁のほうからそのような指導がっております。町におきまして、個人への支給ということ、今、検討しておりまして消防団との協議中でございます。協議が整いましたらそのような形で、支給していきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（米村 洋君） しばらく休憩します。
-----○-----
休憩 午後1時50分
再開 午後1時51分
-----○-----
- 議長（米村 洋君） 休憩前に続き、会議を開きます。
西尾正剛君。
- 2番（西尾正剛君） これまでは、多分、総務課のほうから、消防主任のほうから、各分団・部ごとに、報酬は支払われたと思うんですが、その一人一人っていうことになると大変な労力になると思うんですけれども、それはいかならうんでしょね。
- 議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。
- 総務課長（濤岡美智代さん） 個人支給となりますと、議員おっしゃるとおり、事務量等多くなってまいりますけれども、国の方針がそのようなになっておりますので、消防団と協議中で、そちらのほうに進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。消防団と協議という協議中ということで、ご答弁いただいたんですがいいでしょうか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この出動報酬というのはほかの自治体でも、早くから出たもんですから、おいおいうちのほうもそうなるだろうというふうに思ってたんですけども、これはほかの自治体を参考にして、どうなんでしょう。一人一人この実働人員とかは、部長がするんでしょうか。誰が、例えば火災があったとかって言ったときに、1時間から4時間未満で1人当たり3,000円出ますよね。それは、その出動人員の把握というのは、部長がやって、町に報告する、そういった流れになるんでしょうね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 町から指示を受けた、出動に対しての、報酬でございますが、各分団長から、出動人員の報告、時間等を報告いただいてそれに基づきまして支給する、支払う予定でございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。

上田俊孝議員。

○7番（上田俊孝君） わかりました。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第12号について、質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これはもう、先ほど4,000万の話にしろ、今年度は1,500万組まれて公営企業の移行するだけで、3年間で5,000万ぐらい払ってますから、下水道事業というのは、運営していくのに大変だなということで、昨年夏、全員協議会で、概要の説明を受けました。そのときに、いっぺんに急激に下水道料金を上げるっていうのは、大変だから激変緩和措置を考えてほしいということを、課長には伝えました。この激変緩和措置、これは、今の金額からすると、宮原処理区のほうが32パーセント、竜北処理区のほうが16.8パーセントというアップ率になるわけです。ほかの自治体も、八代市が1,190円、宇城市が1,250円と、提案された金額よりも、高いんですけども、まず一つがこの激変緩和措置が考えられなかった考慮してもらえなかった理由と、もう一つが1,168円の設定が、どういった根拠で、この数字が出たのか、この2点をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 現在議員が申しあげましたように、今回、大幅な値上げとなったわけでございます。ただ下水道事業につきましては、もうご存じのとおり、ずっと赤字経営で、一般会計繰入れに委ねてるような部分が強うございました。今のような状況で、そのまま行った場合、今後、経営状況が改善されないと、いうふうに見られた場合に将来的に、下水道債の借入れが出来なくなるとか、そういったいろいろなマイナスの基準がございます。ただ汚水処理原価につきましては、現在、185円ぐらいが、汚水処理原価になっておりまして、それに対して、一気にそこまで上げるのではなく、一旦、160円と、消費税込みでですね、160円という数字を設定させていただいて、そこで、ある程度一般会計繰入れにも、しばらくは委ねたところで、経営を改善していきながら、今後、大体4年をめどに、少しずつ引上げをお願いして、最終的には、下水道の経営をきれいに、黒字のほうに持っていきたいと、いうところで、今回は、もうその最初の、引上げというところでこの金額をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 実は生活環境のほうの議会の中で10月から、今年の10月からは10パーセントアップします。その際、ちょっと全国の様子を見てみるところ、その際だったんですが、京都のほうである町で、上水道料金を50パーセントアップしたところ、アップしようとしたところ、多くの町民からの署名、反対の署名活動をあつたという、のが、記事として載っておりました。期間はあと半年間、あるわけですので、きちんとした周知をやってもらって、こういった、宮原処理区においては32.7パーセントですか大幅に上がるわけですから、もう先ほど言いましたように、お金が相当かかるっていうことでそこはもう十分私も理解はしているんですけども、十分な周知を行っていただいて、住民の理解をお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この料金、これまで、努力してといたしますか。負担を低く提供して、続けてきたわけですね。いろいろお話を聞くと、引き上げることは、やむを得ないっていいですか。事態だから、ずっと赤字でいいかってそんなことないわけですので、やはり、できるだけ、赤字を出さないようにということとやっていくべきだったと思うんですね。それで二つちょっとお伺いしたいんですが、合併をして、この間差があったわけで、私はそのうちに一緒になるだろうなというふうに思っていたんですが、ここまで、しなかった、要するに早く調整に取り組まなかった点は、なぜなのかなというのが一つと、やはり、今、西尾議員も言われましたが、これを何とか、激変緩和措置して、数年かけて、上げる、そういったことは出来ないものか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 政策に関わることで私のほうからお答えをしたいと思っております。なぜ今まで上げてこなかったということでございますけれども、確かにおっしゃるとおり、これまで合併しまして17年、1回もですね、この資料につきましては、議論もしなければ、提案もしてきませんでした。それは私もですね反省をしてるところであります。本来ならば、合併のときに、この議論をしっかりと、そのときにある程度ですね、数字をつかんで、それぞれ、宮原処理区竜北処理区、適正な金額に改めるべきだったのだろうというふうに思っておりますが、そのときにはあまりそこまで突っ込んだ議論もなかった、そのまま、当面いきましょうということで、多分こられたんだらうと思っております。本来ならば途中でですね、料金の一元化をすべきですけども、在り方がもともと違っておりました。竜北は広域下水道、宮原は宮原処理区のほうでやっていたということもありまして、なかなか統一出来ない、いわゆる使用料に出来なかったという側面もございます。本来ならば、広域下水流域に編入したときに、一緒に考えていくのが1番いいんでしょうけども、まだその時間がもう少しかかります、それまで待てませんということで今回、いわゆる氷川町内統一の料金にさせていただいた、その結果として先ほど西尾議員がおっしゃいました宮原処理区は30パーセント上がる。片一方は15パーセントで済むじゃないかという話でございます、もともとの料金設定が違いますから、そこはですね、理解していただければならないところでございます。その上で、先ほど言いましたとおり、本来ならば180円、以上ですね、金額に上げなくちゃならないんですけども、いきなりそこまで上げてはいかんということで激変緩和措置を今回して、この金額に抑えているということでございますので、そのことはぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。吉川委員お尋ねのとおり、これまでですね、この使用料について議論もせず、ここまできたことが、本当によろしくなかったと、私自身も反省をいたしております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私は、この問題は、議長でも、町長と同じように、それは町長だけの責任じゃなくて、私たち議会の場も、これはしっかりと考えるべきだったと、いうふうに先の議会では述べています。それで、もう少し、確かに言われるとおり、一気に185円まで上げるのは大変でしょうから、160円に設定した、これが一つの激変緩和だろうと。

徐々に上げていしましょうという話ではありますが、例えば、今、月2,000円払っている世帯というのは、年に直すと7,800円の増になるんですね、これはやっぱり大きいなというふうに思っています。これを何とかっていうのはもう、基本的には出来ないことかもしれませんが、そういった状況になるん

だということもですね、やっぱりきちっとこう知らせてやっていただきたいし、今からでもできることならばぜひ、そういったことも、もう一度検討していただけたらなど、要望をしておきます。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第14号についてまず歳入について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 6ページ、繰越明許費の補正に関して、道路橋りょう費の繰越しについて、先ほど説明では、年度内の完成が見込めない。あと2つは、補助金の効果的な運用を考えて、年度をまたいでっていうような、説明だったと思うんですが、繰越し明許について、私は、この繰越しした、内容が、年度内に、なぜ、完了しない、見込めなかったのか、発注する段階でも、それが見込めなかった、終わらないというのはわかっていたのかどうか。あと2つについては、私は、有効活用と言われたが、これはよろしくないなっていうふうに思うんですが。どうなんですか。それでいいんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） はい、先ほど企画財政課長のほうから説明があったと思いますがけれども、1つはその補助金が無効活用という点でございますけれども、この中にあります、北川反甫北鹿野線河原鹿島西網道線、島地松本橋線、この3本が社会資本総合整備交付金の事業になります。こちらにつきましては、令和3年度に、社交金の要望という形で、こちらから、所要額というところで、報告をしたんですけども、そのときその国の予算等は、うちのほうで考えている以上についてというのが、実際のところでございます、実際事業自体は、普通に発注をして進めているんですけども、実際その国の交付決定というのが、こちらの想定をちょっとはるかに上回ったということもございます。それもありませんので、せっかく補助金があるのであれば、繰越しして、

翌年度もこの補助事業としてやろうというところで、この3事業については繰越しを、今回上げさせていただいております。また吉本本山線の道路改良につきましては、これ用地買収に係る分でございますけれども、この用地が、相続が、出来てない場所というのがございまして、今そちらの相続をずっと追跡調査をしているところでございます。かなり、昔に遡った相続が2件ともございますので、今そちらの調査をするだけで、もう、丸2カ月ほど経過しておりますがまたそちらのほうも完全には片付いていない状況です。こちらをきちんとしないことには買収のほうが出来ませんので、それで、今回、このほうに計上させていただいております。

また、もう一つの法道寺1号線につきましては、現在国道3号の取付けのところの工事をちょうどやっている最中でございますけれども、国道の取付けっというものが、国交省との協議によって、国のほうから、最終的に許可をいただかないと、その工事が出来ないこととなります。国との協議も、年度当初からずっと行っておりましたけれども、なかなか、そちらのほうの調整がつかず、最終的に国から許可が下りたのがちょうど年末でございました。年末に許可が下りて、それからすぐ国道の取付け部の工事に先に取りかかったものですから、どうしても工期的に、年度内は無理ということで今回繰越明許のほうに計上させていただいた次第です。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

歳出について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第19号について、まず歳入について、質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 委員会に関係ない部分で一つ、お伺いしたいと思います。

18ページ、60款、使用料及び手数料、5項、使用料、10目、民生使用料、5節、社会福祉使用料で、福祉センターの使用料について、1つ説明をいただきたいと思うんですが、前年度と比較すると、数字がちょっと違うかなという気もしてるんですが、お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） この予算につきましては、平成31年度の実績をもとに算定しております。昨年、福祉センター使用料につきましては、昨年とほぼ変わらない予算計上というふうになっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 令和3年は、1,471万組んであったと思うんですね。新年度予算は333万6,000円と違いますかね。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） すみません、ちょっと前年度と比較してきておりませんので、後で調べて提出したいと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 委員会が違いますので、後で結構です。極端に私の調べでは、22パーセントになってたから、何か、センターやめるのはあるのかなというのがありましたのでお伺いしました。資料がなければ結構です。後で、ぜひ、内容を知らせてください。お願いしておきます。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なし。

ほかにありませんね。

歳出について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第21号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号から議案第24号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ常任委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号から議案第24号まで、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時21分